

榎列・市・神代・八木の一部で下水道が使用可能に

上下水道部企業経営課 ☎50・3037

榎列地区（上幡多・下幡多）

市地区（三條）、神代地区（喜来・経所・小路・城家・南所・南上・富田・北所・籠池）、八木地区（国分・鳥井・野原・新庄）の一部では下水道が使用できます。

公共下水道の污水管布設工事と八木・榎列浄化センターと神代浄化センター（下水処理場）が完成し、一月三十一日から下水道が使用出来るようになります。

上記の区域（処理区域）の皆さんは、トイレや台所、風呂などの汚水を「公共ます」へ流すための排水設備工事を行っていただくこととなります。

また、処理区域内では、建物所有者等に次のことが義務づけられます。

○汲み取り便所は水洗トイレに

汲み取り便所は供用開始から三年以内に水洗トイレに改造しなければなりません。

○浄化槽の廃止

汚水は、下水処理場で処理することになりますので、できるだけ早く浄化槽を廃止し公共下水道に流すようにしてください。

○台所、風呂場などから出る汚水も公共下水道へ

台所、風呂場などから出る汚水も排水設備工事を行い、公共下水道に流すようにしてください。

受益者分担金

下水道事業は、道路や公園などの公共施設と異なり、下水道が整備される地域のみがその恩恵を受けることとなります。下水道の建設にかかる費用の一部を、恩恵を受けるみなさんに負担していただくのが受益者分担金です。

①納める人

上記の処理区域で「公共ます」を設置済みのご家庭の土地所有者または、居住、営業等をされている方。

②分担金の額

一般住宅（二戸あたり）
十五万円

事業所、営業所および共同住宅はお問い合わせください。

③納める方法
公共ますを設置された土地所有者の方へ、納付書を郵送いたします。
分割納付または一括納付、どちらかの方法で納めてください。

○分割納入：年二回（二月末と八月末）を三年間、合計六回で納めます。初回は二月二十八日。

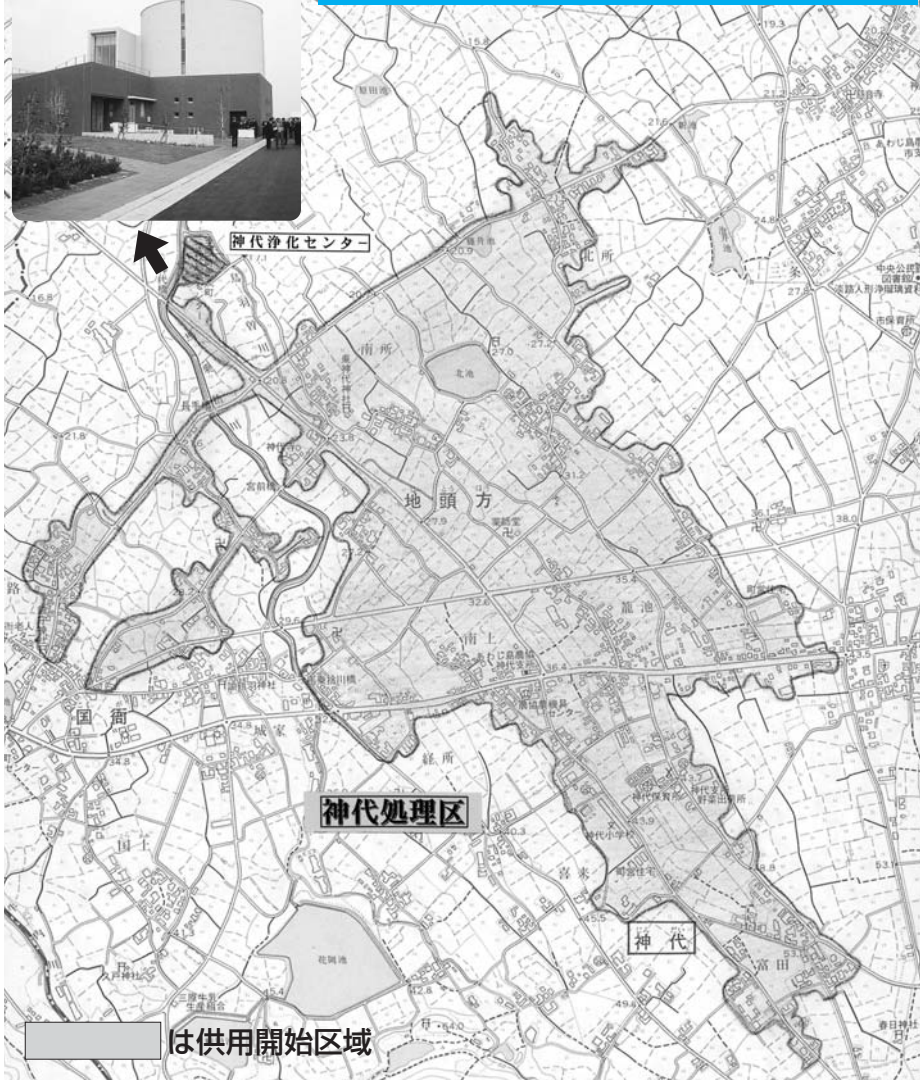
○一括納入：二月二十八日までに全額を納めます。なお、分担金の二十パーセントに相当する額が報奨金として割引かれます。
※一般住宅の場合「三万円」が割引かれ、「十二万円」を納めます。
④支払い方法
納付書により、金融機関または分庁舎総合窓口まで。

■八木・榎列浄化センター



は供用開始区域

■神代浄化センター



は供用開始区域

下水道使用料

公共下水道の利用者には、下水道使用料を納めていただきます。

皆さんからいただいた使用料は、処理場の運転やマンホールや、下水道管などの施設の維持管理費などに充てられます。

①使用料金

使用者が、排除した汚水量（上水道使用水量）に応じ料金表により計算されます。
②支払時期および支払い方法
上水道のメーター検針を毎月行います。これに併せ、上水道使用料金と下水道使用料金の合計額を納めます。

口座振替の場合：毎月二十七日に指定された口座から引き落としします。

●下水道使用料		
基本使用料(1か月につき)	従量使用料(1m ³ につき)	
10m ³ 以下 1,260円	11m ³ ~20m ³	136円
	21m ³ ~30m ³	147円
	31m ³ ~50m ³	168円
	51m ³ ~100m ³	189円
	101m ³ 以上	220円

納付書による場合：毎月末日までに金融機関または分庁舎総合窓口でお支払いください。

ノロウイルス食中毒に注意!

三原健康福祉事務所 ☎52-0099

●主な感染経路は?

- 1 汚染されたカキなどの二枚貝を、生あるいは十分加熱調理しないで食べた場合
 - 2 食品取扱者（食品の製造等に従事する者、飲食店における調理従事者、家庭で調理を行う者等）が感染しており、その者を介して汚染された食品を食べた場合
 - 3 患者のふん便や吐物から二次感染した場合
- ※ 家庭や共同生活施設などヒト同士の接触する機会が多いところでヒトからヒトへ直接感染するケースもあります。

●主な症状は?

- 1 潜伏期間は24時間から48時間です。
- 2 主な症状は嘔吐と下痢で、発病当初に激しい症状をおこします。下痢・吐き気・腹痛・発熱（38度以下）など、風邪とよく似た症状です。
- 3 一般的に軽症で2日から3日で回復しますが、回復後もしばらくウイルスの排出が続くので注意が必要です。
- 4 少しのウイルスを摂取することで発症し、抵抗力が落ちている人や老人・乳幼児では重症化することもあります。

●予防法は?

- 1 カキ等の二枚貝の生食は避け、十分に加熱しましょう。
- 2 まな板、包丁、ふきんなどは熱湯や殺菌剤（次亜塩素酸ナトリウム）で十分殺菌しましょう。
- 3 調理前やトイレの後の手洗い・消毒を徹底しましょう。
- 4 手洗いの後、使用するタオル等は清潔なものを使用しましょう。
- 5 調理従事者は、似た症状があったときは、調理行為に携わらないようにするとともに、医療機関等に早めに受診しましょう。
- 6 患者の便、おう吐物の処理には細心の注意を払いましょう。